

宇部市観光交流課 宛

宇部市デジタルクーポン事業登録店舗参加申請書

「宇部市デジタルクーポン事業」のクーポン登録店舗として参加申請するため、
下記のとおり提出いたします。

【事業者等情報】

フリガナ			
事業者等名			
代表所在地	〒		
電話番号		FAX	
電子メールアドレス			
ホームページ URL			
プラチナマップ掲載説明 (100 字程度)			
営業時間		休業日	
入場料	大人	円	小人
駐車場	有 () 台 ・ なし		
フリガナ			
経理(会計)担当者名			
施設形態 (該当項目に○印を記入)	①グルメ ②お土産 ③体験 ④交通 ⑤お買い物 ⑥その他サービス ⇒上記①グルメを選択の場合、以下小カテゴリも該当項目に☑を記入 ☐ 和食 ☐ 洋食 ☐ 中華 ☐ パン・ケーキ ☐ お好み焼・鉄板焼 ☐ 居酒屋・バー ☐ カフェ・喫茶 ☐ 肉料理 ☐ その他		
参加店舗数	_____店舗		
精算方法 (希望項目に○印を記入)	複数店舗をお持ちのオーナー様は、下記の①②どちらかをお選びください。 ① 「複数店舗一括振込（事業者代表に一括で振込）」 ② 「単独店舗振込（各店舗それぞれに振込）」 <u>⇒①をご希望の場合、本紙と一緒に別紙「クーポン登録店舗参加店舗等一覧」を作成の上ご提出ください。</u> <u>⇒②をご希望の場合、各店舗毎に本紙「クーポン登録店舗参加申請書」を作成の上ご提出ください。</u>		

※FAX 番号及び電子メールアドレス、経理担当者名、精算方法を除く上記の内容と別紙「参加店舗一覧」は、「宇部市インバウンドデジタルクーポン」ランディングページ及びプラチナマップへ掲載します。

【振込先口座】

金融機関名	銀行 信用金庫 信用組合	労働金庫 農協	本店 支店
	銀行コード	支店コード	① 普通 ・ ② 当座
口座番号			
フリガナ			
口座名義			

※口座番号が 7 桁に満たない場合は、0 をつけて必ず 7 桁にしてください。（例 12345 → 001234）

裏面の項目を確認し、☑印を記入の上、署名してください。

【クーポン登録店舗登録条件】 次の項目について、すべて満たす必要があります。満たしている項目に☑印を記入してください。

- ☐ 宇部市内の土産物店や飲食店、観光施設、アクティビティ及び交通関連事業者等であって、国内口座を有していること。
- ☐ 「宇部市暴力団排除条例」（平成 23 年 宇部市条例第 19 号）を遵守すること。
- ☐ 事務局が提供するクーポン登録店用マニュアルに基づき、クーポンと引換えに商品等の提供を行うこと。また、取扱いに関する事務局の指示を遵守すること。
- ☐ クーポン登録店であることが明確になるよう、事務局が提供する販促ツール（ポスター、ステッカー、のぼり旗等）を旅行者から見えやすい場所に掲示すること。
- ☐ 宇部市インバウンドデジタルクーポン公式ホームページ、宇部市公式ウェブサイトおよびランディングページ上での事業者名、所在地等の公開に同意すること。
- ☐ 市内に複数の店舗等を所有する事業者等は、参加する店舗等を明確にし、登録申請とともに、精算方法については次のいずれかを選択すること。①「複数店舗一括振込（事業者代表に一括で振込）」②「単独店舗振込（各店舗それぞれに振込）」
- ☐ 宇部市観光交流課が必要と判断した場合に、参加申請書に記載した情報について宇部市の関係部署、事業所所在地の市町及び警察に提供することについて同意すること。
- ☐ その他関係法令や公序良俗に反しないこと。
- ☐ 上記内容に反する場合、登録を取消すことがあります。また、万一虚偽の精算申請等の悪質な事例が発生した場合は、法的措置を執らせていただく場合があります。

【責務等】 次の項目について、すべて遵守する必要があります。遵守する項目に☑印を記入してください。

- ☐ クーポンを現金と交換しないこと。
- ☐ クーポンの券面額以下の金額の利用の場合、釣銭は渡さないこと。また、クーポンによる支払いで不足する分は、現金等で収受すること。
- ☐ クーポンを利用して購入した商品等の返品の際には返金をしないこと。
- ☐ クーポン登録店舗で独自にクーポンの利用対象外となる商品等を定める場合は、あらかじめ旅行者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等でその旨を明示すること。
- ☐ 有効なクーポンを提示した旅行者に対し、クーポンの受取りを拒否する、手数料を上乗せして請求する、現金で支払う場合と異なる代金を請求する等、クーポン利用者に不利となる差別的扱いを行わないこと。ただし、前項の場合を除く。
- ☐ 有効なクーポンを利用しようとする旅行者からクーポンの利用に関し苦情又は相談を受けた場合、クーポン登録店舗と旅行者との間において紛議が生じた場合又は法令に違反する取引の指摘もしくは指導を受けた場合等には、クーポン登録店舗の費用負担と責任をもって対処し、解決にあたること。
- ☐ クーポン登録店舗が旅行者の不正利用を知り得ながらクーポンを精算すること、旅行者に不正を促すこと等によりクーポン登録店舗または旅行者が不正に利益を得た疑いがあると事務局が認めた場合、調査が完了するまで当該クーポン登録店舗におけるクーポンの精算代金の支払いを保留することに同意すること。また、クーポン登録店舗又は旅行者が不正に利益を得た場合、クーポン登録店舗は、受取ったクーポンの金額について一切の責任を負い、事務局へ当該金額を返還すること。
- ☐ 偽造、変造、模造等されたクーポンによる換金請求がされ、事務局がクーポンの利用状況等の調査の協力を求めた場合には、これに協力すること。またクーポン登録店舗は、事務局から指示があった場合又はクーポン登録店舗が必要と判断した場合には、クーポン登録店舗が所在する所轄警察署に被害届を提出すること。
- ☐ その他、事務局が必要に応じて報告や立入等の調査を求めた場合には、これに協力すること。

【その他の遵守事項】 次の項目について、すべて遵守する必要があります。遵守する項目に☑印を記入してください。

- ☐ 本事業において、規定に違反した場合及び不正な申請を行った場合は、補助金の全部又は違反若しくは不正に係る部分に関し、返還に応じること。
- ☐ 本事業に関する実施状況、経理の状況等について調査を実施する場合、誠実に対応すること。
- ☐ 本事業を推進する際に不明な点や、判断に迷うことがある際には、事前に事務局に相談すること。

上記の内容について遵守します。

令和 5 年 月 日 事業者名

代表者氏名

印

以下の書類の同封を確認後、☑印を記入してください。

- ☐ 事業者等を営業する上で、必要な許可を得ていることを証する書類（営業許可証等）の写し
- ☐ クーポン登録店参加店舗等一覧（必要な場合のみ）
- ☐ 口座番号を確認できる書類（通帳の表紙又はキャッシュカードの写し等）
- ☐ プラチナマップ掲載用写真データ※1 点（事務局メールアドレス宛に送付）

※複数店舗がある場合は全店舗分

※形式：JPG もしくは PNG 解像度：横 1380px × 縦 750px 以上 ※px=ピクセル

横写真（外観写真もしくは店内写真、商品（メニュー）写真）

【書類提出先】 宇部市インバウンドデジタルクーポン事務局
FAX:083-976-2301 E-mail: ube-coupon@bsec.jp